

骨子案に対する意見等への対応について

1 条例の規定に関する意見

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
1	条例の名称	条例の題自体が県民に理解されにくいのでは。南海地震対策条例のようにもっと短く、明確なものにすべきでないか。	今後引き続き検討していきます。 「条例の名称については、現時点では、自助・共助の取組を進めていくためにも、条例の基本理念を踏まえた「高知県南海地震に強い地域社会づくり条例」が適当と考えていますが、引き続き、幅広いご意見を聞く中で、判断していきます。」
2	条例の対象	高知県は、南海地震だけでなく高知市直下型地震や中央構造線断層帯の地震も懸念されるため、条例の名称を「高知県南海地震等、地震災害に強い地域社会づくり条例」としてはどうか。	次の考えから条例は南海地震を対象としたものとします。 「近い将来、南海地震以外の地震が発生し、高知県に被害をもたらす可能性は否定できませんが、最も甚大な被害をもたらす南海地震に備えることで、被害の軽減や地震後の対応も可能と考えていますので、この条例では対象地震を南海地震としています。」
3	全体 (条例の適用の時期)	南海地震の定義がなく、条例適用の時期が不明。地震のあった時点では、誰もこれが南海地震かと認識できないので、地震発生後、直ちに知事が「条例の適用の(地震)災害と認定」することにしてはどうか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定と違って、この条例は適用する・しないというものではありません。たとえ発生した地震が南海地震でなくても、日頃から、南海地震に備えることで、被害の軽減に繋がりますし、また、地震後の対応としても、その地震が高知県に大きな被害をもたらすのであれば、当然にこの条例に定める内容を踏まえて対策を進めていくことになります。」
4	全体 (条例の範囲と各主体の役割)	・語尾の「努めます」等が多く、「しなければならない」が少ないのでは。 ・県の約束事の場合ほとんどが「～努めます」になっているのを「～します」に修正してはどうか。 ・細かいことは、マニュアルで定め、条例では、予算の確保や調整や教育などは地域でできにくいことなどに絞ったほうがいいのか。 ・条例は、総花的になっている感じがする。 ・何でも盛り込みたいということで、南海地震への備え、応急対策まででないと、復興まで入れてしまうと長伸びしてしまうのでは。 ・県の立場でしかできない現実に根ざした条例を期待する。	今後引き続き検討していきます。 「条例に盛り込む項目としては、「県民の皆様生命に関わること」「県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること」「県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの」「県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと」の4つの視点を重視しています。骨子案は、県民の方の意見も踏まえて、条例づくり検討会で、条例にどこまで盛り込むか、それぞれの主体がどういった役割を担う必要があるのかなどを議論し、まとめたものですが、今後、条例案を検討する際には、再度、語尾の使い方などが適当かを検討します。」
5	全体 (罰則の適用)	・何も規制がないのは条例ではないのでは。 ・コミュニティが大事なものは分かるが、一人暮らしの方は、特にコミュニティに対して興味がなく、隣に住んでいる人も知らない人も多いため、条例では、ある程度の強制力を持たせた方がよいと思う。 ・人が集まる施設については、ある程度の強制力(罰則を含む。)を持たせるべきでないか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「この条例は、自助・共助の主体的な取組を進めるためのよりどころとなるもので、県、県民、事業者、自主防災組織などの役割分担や仕組みなどを規定していますが、罰則をもって、自助・共助の取組を進めようというスタンスには立っていません。」
6	全体 (市町村の役割)	・自主防災組織の活動では、県でなく、市町村が、活動への助言や資料の提供をしてくれ、結びつきが深い。骨子案では、全体的に市町村の内容が薄い。 ・市町村が「役割」で、県民が「責務」という規定の仕方に違和感がある。 ・市町村長が出す避難勧告や避難指示の伝達方法も決まっていない市町村もあり、防災の取組に市町村格差があるので、県の指導ができないか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「防災では、住民にとって県より市町村が身近な存在ですが、地方自治法の改正により、県の条例に、市町村に責務を負わせたり、新たに事務を生み出すことが規定できませんので、条例では、市町村の役割を定め、具体的に「県は、市町村と連携しながら・・・」「市町村の行う・・・に県は支援する」というように規定しています。南海地震に限らず、防災対策上、市町村の取組に格差がないよう、県では、市町村にマニュアルや指針を示したり、市町村と意見交換や勉強会などをしながら、対策の充実に努めています。県が条例を制定した後は、市町村にも、地域の課題や実情に即した地震条例を制定し、地震対策の充実に努めていただきたいと思います。」
7	全体 (市町村の役割)	地方自治法で、県条例に市町村の責務を負わせることは困難とのことだが、この条例は県民の生命、身体、財産の保護に大きな役割を果たすため、地方自治法の規定をこの条例においては除外する特別措置、法整備はできないか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「憲法第94条により、都道府県は法律の範囲内で条例を作ることができる」と定められていますので、ご意見への対応は困難です。」
8	全体(構成)	骨子案の構成だが、第9章がすごく大事であり、ネットワークづくりや教育や地域づくりはお金をかけずにできると思うので、最後のほうにもってくるというよりは、最初の方に規定してはどうか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「第9章は、震災に強い人、地域、ネットワークづくりという、南海地震の被害を軽減するために、基礎となる最も重要な項目ですが、実行するためには、まず、地震時や地震発生後に起こりうる災害や、不自由な生活をできるだけイメージし、事前に何をしておく必要があるかを理解していただく必要がありますので、第1章の総則のあとに、揺れ、津波、火災、土砂災害といった災害事象ごとに構成し、各災害事象を共通する取組として、第9章を規定しています。」
9	第1章 (自助・共助・公助の役割)	・平時(通常時)における行政の役割としては「県民の生命、身体、財産を守る」ということで適当だとは思いますが、こと南海地震に関しては、「財産」を除き県民の生命(身体)を守るのは行政の「使命」であるとしていただきたいと思います。「手助け」などという感覚で、そのために条例化しておかなければいろいろとやりにくいからというようなものではダメ。 ・「地域防災力の強化」について、公的機関に頼らずに、自分たち(地域)で助け合い、災害に備える力を養っていくことを徹底させることが最も重要と考えます。(公的機関はそれを補助する)	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「南海地震のような大規模な災害では、広い地域で同時に甚大な被害が発生するため、消防機関や行政の対応能力が限界を超え、地震発生直後は、各地域に救助や救出などが行き届かないことが想定されます。このため、南海地震から生命や身体を守るには、被害を減らすための自助の備えや、地域での救助活動などの取組が大切です。自助、共助、公助、それぞれの役割(主体、協力、支援)がありますので、役割を明らかにし、互いに連携して取組を進めていけるよう、必要な内容を条例に規定しています。」
10	第1章 (責務の主体等の並べ方)	・責務の主体の並べ方について、「県の責務」、「市町村の責務」、「事業者の責務」、「県民の責務」の順にすべきではないか。 ・その責務規定の後に、行動計画がくるべきではないか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「この条例は、自助・共助を基軸としているため、責務の主体をまずは県民、事業者から規定し、その取組を支援していく県の責務をその後に置いています。また、行動計画は、条例の各章で規定したことの实效性をもたせるために県の行う取組を定める内容ですので、最後の章に位置づけています。」

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
11	第1章第4 (県の責務)	総則に県の責務という項目があるが、この中に情報というものを公開するという項目を入れて欲しい。軟弱地盤や液状化などの分からないところに住民は家を建てている。県民の命を守るという観点で県が持っている情報を公開するということを責務としてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて骨子案を修正します。 「県民や事業者、地域が南海地震への備えや活動を進めるために必要な情報を提供することは、県の責務にあたると思いますので、第1章第6の県の責務に「3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します。また、その成果や情報については、「自助」や「共助」の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。」と追加します。」
12	第1章第7 (市町村の役割)	市町村の防災対策の取組に格差があり、住民の命を守るために是正する必要があるため、第1章第7の市町村の役割を「市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法をはじめ災害に関する全ての法令を遵守して、県、その他防災関係機関……」と修正してはどうか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「法令を遵守することは、この条例に限らず当然のこととなり、憲法第94条においても、条例は法令に反してはならないとされていますので、この条例に記載する必要はないと考えます。市町村の防災対策の取組に格差がないよう、県として助言や指導していきます。」
13	第2章第1 (耐震基準の強化)	一戸建ての個人住宅では、建築基準法より高い耐震性を持つ住宅が建てられているが、マンションでは、建築基準法の最低基準を満たす程度のものしか建築されていない。軟弱地盤では、揺れが増幅するため、最低基準で建てられたマンションが倒壊し、周辺に影響を与えないか心配。条例では、高知市などの地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合に、建築基準法より厳しい耐震基準を設定する必要があるのではないか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「現在の建築基準法における耐震性能は「大地震動(耐用年限中に一度遭遇するかもしれない地震)に対しては、建築物にある程度被害で出ても、倒壊等を防止して死者が出ないようにすること」を目的としていますので、現行の建築基準法の基準で建てられた建築物は、地盤条件に応じた安全性の確認がされており倒壊といった被害は出ないものと考えられます。」
14	第2章第3 (屋外における危険工作物)	地震の揺れによる自動販売機の転倒防止については、業界団体として、据付基準の策定・周知などに取り組んでいる。条例で、設置者に安全な据付を行うよう求めることは異論はないが、自動販売機は、安全に設置していれば、危険なものではないため、自動販売機が危険なものという誤解を招かないよう、条例の略称(危険工作物等)を見直してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて骨子案を修正します。 (骨子案を修正する方向で検討中)
15	第2章第3 (危険工作物対策)	危険工作物(特に受水タンク)については、管理者・所有者・県の努力義務をもっと強いものにし、強制力のあるものにすべきと考える。特に、通行人や隣家に及ぼす被害は大きいので、液状化が想定される地区には、より重点的に指導してほしい。	他法令で規定されているため、条例では規定しません。 「受水タンクや屋外広告物などの建築物に付帯する設備や工作物は、建築基準法施行令で耐震上の技術基準が定められていますので、現行の基準で設置された設備や工作物は、落下や転倒といった被害は出ないものと考えられます。」
16	第3章第1 (津波避難に係る要援護者対策)	・第3章第1項の(津波からの避難等)の項目に、災害時要援護者対策の規定が思う。 ・自主防災組織で、地震が来たら、高齢者や障害者の方を、助けて逃げるという段取りをしているが、津波が来る地域なので、助けに行くと津波の被害に遭うことも想定される。こうした地域では、どう対応すればよいかを示してほしい。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「地域によって、津波の到達時間や、援護が必要な人数、高台までの距離など、状況が違いますので、高齢者や障害者の方を津波からどのように助けるかについて、統一的に条例で規定したり、各地区にお示しするのは困難です。各地域で、津波避難計画づくりを通して、津波からの避難の方法を話し合っ、どのように助け合うのかを決めておくことが重要と考えます。」
17	第3章第5 (津波避難ビル等の規定)	・緊急避難場所(津波避難ビル等)について規定されているが、避難の際に、施設や設備などを壊してしまったときに、県民が負担を求められないよう、条例で規定してほしい。 ・津波の避難には、「近所なら何処のビルにいけば良いか?」ということさえ分かっている人は皆無。行政がもっと動かなければ。	条例に規定する項目ではなく、具体的な対策として実施していきます。 「津波避難ビル等の指定は、市町村が行いますので、指定にあたって、市町村とビルの所有者等との間で協定を結ぶこととなります。国のガイドラインでは、破損については、市町村が費用を負担することを原則としていますので、条例で規定するのではなく、個別に協定を結ぶ中で、所有者等と費用負担の取り決めがなされます。指定された津波避難ビル等については、市町村において、場所や破損した場合に負担を求められないことなどを、住民の方に周知していくこととなります。」
18	第3章第6 (津波漂流物対策)	木材などの漂流物の対策については、第9章第1節第2の事業者の備えの一つとして例示しているが、須崎市の街は、過去の津波で、壊滅的な被害を受けているため、第3章に位置づけ、被害を防ぐための対策を重点的に取り組んでほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて、骨子案を修正します。 「漂流物によって、さらに、津波の被害が拡大することが懸念されますので、第3章第6に「3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めます。」を追加します。これに伴い、第6の条見出しを「津波避難に係る県が管理する施設の点検等」から、「津波の浸入による被害の軽減対策」に修正します。」
19	第5章第2 (都市ガスの住民遮断)	都市ガスについてガス漏れのおそれがある場合、緊急避難として住民で、ガス管の弁を締めてガスを止めたいが、そういうのに対応できる条文を入れてほしい。	他法令で規定されているため、条例では規定しません。 「ガス事業法ではガス工作物の維持管理は、ガス事業者が行うこととされており、ガス主任技術者の下で教育された者が運転操作を行う必要があることから、住民の判断で勝手に遮断するという事は認められませんので、条例にご意見の内容を規定することはできません。 地震時における都市ガスの緊急対策としては、四国ガス(株)の場合、地震計で60カイン以上のSI値が記録された場合又はガスの製造所若しくは供給所ガスホルダーの送出量や主要整圧器等の圧力の大変動により供給の継続が困難な場合は、保安統括者の指示で、ガスの供給を停止することとなっています。同時に、複数に分けられたブロック単位でも、ガス事業者側でバルブを遮断し、供給を停止することになっています。そして圧力テストをして、順次復旧させていきます。」
20	第5章第2 (環境汚染)	地震後、工場を解体した場合に、アスベストが飛散する可能性がある。地震時の環境汚染に対する対策が重要と考える。	他に規制する法令がありますので、条例では規定しません。 「アスベストに限らず、健康や環境に影響を及ぼす有害物質は、法令で、様々な規制がなされています。地震時には、こうした有害物質が飛散や流出することで、被害が拡大する恐れもありますが、被災の実態や可能な対策など、非常に専門的な判断が必要ですので、個別の法令を改正して、対策を強化すべきと考えています。アスベストについても、地震の被災地において飛散が問題視されていることから、国でマニュアルを作成するという方針が出されています。」
21	第6章第1 (自衛隊からの応援)	・阪神淡路大震災時の、自治体から自衛隊への応援要請が遅れたことを踏まえ、自衛隊への災害出動要請を条例に規定するべきではないか。 ・自衛隊との災害時の協力体制について事前に協議して、その具体的内容を公表してほしい。	他法令で規定されているため、条例では規定しません。 「阪神・淡路大震災以後、自衛隊法第83条の規定により、一定規模の地震では自治体からの要請がなくても自衛隊独自の判断で災害派遣ができる制度となっています。自衛隊などの応援部隊の派遣や食料・飲料水等の物資の支援などについては、中央防災会議において、東南海・南海地震応急対策活動要領及び同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画がまとめられ、公表されています。高知県では、現在、こうした国の応援を受け入れるための計画づくりを進めていますので、作成後は、その内容を公表していきます。」

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
22	第6章第1 (県外から応援)	近隣の都道府県と、地震発生時の救助活動や救援物資の調達等について連携できるのではないかと。	ご意見を踏まえて、骨子案を次のとおり修正します。 「現在、国や他の都道府県からの応援の仕組みづくりなどを進めています。県としても、こうした応援を受け入れるための体制を整備する必要がありますので、第6章第1の4を、「応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保や県外からの応援の受け入れ体制の整備など、応急活動体制の確立に努めます。」と修正します。」
23	第6章第1 (避難所生活)	・避難所の生活マニュアルなど、共同生活のルールづくりも条例に入れておくべきではないかと。 ・避難所のトイレの問題も、大切なので準備しておく必要があるのではないかと。	骨子案にその趣旨が規定していますので、具体の対策として充実していきます。 「第6章の第1では、県は、地震が発生したときに、避難所の設置・運営などの応急対策を行うことを、また、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動が行われるよう、あらかじめ応急活動体制の確立に努めることを規定しています。避難所生活での避難者同士のルールづくりやトイレの対策は、過去の震災でも教訓に残される重要な対策の一つと考えますので、応急活動体制を確保する具体の取組として、今後、実施していきます。」
24	第6章第1 (災害時の医療体制)	・地震発生時に医者が足りないのではないかと。 ・自主防災組織で、助け出すことができても、そこから先どうしたらいいのか不安が募る。治療が受けられようしっかりとした対策を立ててほしい。	骨子案にその趣旨を規定していますので、具体の対策として充実していきます。 「骨子案では、第6章第1に応急活動の一つに医療救護活動の対策を位置づけ、あらかじめ活動体制の確立に努めることを規定しています。高知県では、「高知県医療救護計画」を作成し、災害時の医療について仕組みを作っていますので、今後、この計画に基づき、災害時、実際に医師をはじめとした医療が充足できるのか、負傷者をどのように搬送するかなどの課題を整理しながら、必要な対策を行っていきます。一方で、負傷者を出さないことが大切ですので、骨子案では、自らの身を守るための備えや行動を規定しています。」
25	第6章第1 (AEDの活用)	心臓停止に対する救命処置としては、AED(自動体外式除細動器)の活用が有効であるので、第6章第1の応急活動の実施のところに、事業者がAEDを備えるなどを条例化しないのか。	地震対策にのみ関連づけず、別途の事業として平時から充実していきます。 「地震発生後の応急活動の時期に、AEDがどの程度効果があるか、専門家などの意見も踏まえて検証する必要があります。また、AEDは、地震時だけに使うのではなく、平時において、一人でも多くの命を救うために、公共施設だけでなく、県民が多く立ち寄る民間施設などへのAEDの設置を広め、正しい使用方法を多くの方に知っていただくことが必要ですので、救命救急の対策として取組の充実にも努めていきます。」
26	第6章第1・第3 (緊急輸送活動)	道路が不通であつたり分断されたままでは、食料であれ、飲料水であれ供給できないため、「被災者への食料と飲料水の供給等の対策(以下「応急活動」といいます。))を行うと共に、これにおける道路の円滑な復旧を速やかに行うものとする。さらにこの場合において…」と修正してはどうか。	ご意見の趣旨は、骨子案に規定しています。 「ご意見の趣旨については、第6章第3(緊急輸送路の確保)に、負傷者の搬送や応急活動に必要な物資人員と物資の陸路、海路、空路による輸送の確保に努めることを規定しています。」
27	第7章第1 (金融措置)	被災者への現金供給は、金融機関にとって責務と考えられる。第7章第1の復興対策の一つに、金融の措置を入れるべきではないかと。	他法令の規定により対策が実施されていますので、条例では規定しません。 「大規模な災害が発生した場合には、各種の金融特別措置が実施され、通帳・印鑑なしで預金の引き出しが可能となるなどの対応を取ることが、災害対策基本法に基づき作成される日本銀行の防災業務計画に規定されています。また、平成15年8月に、四国財務局高知財務事務所や日本銀行高知支店など県内に所在する金融機関で、「南海地震対策金融連絡会議」が設置され、南海地震発生時において円滑に、現金を供給する体制を確保し、各種の金融特別措置が実施されるよう具体の対策が検討されています。現金の供給は、県民生活や企業活動に大きな影響を与えますので、重要な対策の一つですが、こうした対策が進められていますので、条例で規定すべき事項ではないと考えています。」
28	第8章第1 (復興における他法との関係)	震災後の復興では、都市計画法→土地収用法→立ち退き、強制執行の例が多くあるので、復興の第2の2の末尾に「災害に強い街づくりの為に、個別に、国内法が適用される場合がある。」を追記してはどうか。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「復興に限らず、すべての項目において、法律の規定があれば、条例より優先して適用されることになります。地震発生後には、復興に関する「被災市街地復興特別措置法」や被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律など様々な法律が適用されますので、適用される法律を、条例で規定する必要はないと考えています。」
29	第8章第1 (住宅再建への支援)	・地震により住宅が全壊・半壊したあとの住宅再建について、被災にあつても安心できるような支援制度が必要。 ・地震保険について、同時多発的に地震が発生した場合、保険会社が保険金支払いを免除(減額)される状態になることが予想される。住宅を再建するためには、資金面でも公的なサポートが必要だと思う。	今後、慎重な検討が必要ですので、条例の項目ではなく対策の一つとして検討していきます。 「被災した住宅を再建するためには、多額の費用がかかりますので、被災者生活再建支援制度という公的な支援制度を作っています。現行の制度は、住宅の建替費用が対象にならないなど問題点があるため、平成20年の制度の見直しに向けて、全国知事会や内閣府で検討されています。 県独自の支援制度を作っている自治体もありますが、公的な支援だけで住宅を再建するのは困難ですので、あらかじめ、被害が少ないよう住宅を耐震補強したり、地震保険に加入するなど、自らの備えが大切です。住宅を再建できない方については、復興住宅を提供することになります。県独自の制度については、被災者生活再建支援制度の見直しや、自助と公助の費用負担のウエイトをどうするのかなど、課題を整理し、慎重に議論する必要がありますので、条例では、第8章第1の3で、あらかじめ、被災者の再建支援などの方法を検討することを規定しています。」
30	第9章第1節第2 ほか (事業者の備え)	・事業者が義務づけすべき内容については、実施の有無を公表するのがいい。社会的信用にかかわるので、実施するだろうし、社員＝県民の意識も変わるのでは。 ・事業継続計画(BCP)を含めて南海地震対策をした事業者に対する認定(証)の制度を設けないかと。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「事業者には、社会的な責任がありますが、具体の取組状況を公表することは、効果がある一方、経営などへの影響も大きいと思われるので、慎重に対応すべきと考えます。また、事業継続計画は、国際標準規格化の動きもありますが、事業継続計画だけでなく、事業者の防災の取組について、行政が評価し、認定することは、業種や企業のおかれる経営環境によって、必要な内容や対応方法などが大きく違うため、困難と考えます。 現時点では、事業者自らが取組を公表したり、県などが先進的な取組事例を紹介することで、取組を広げていく方法が有効と考えますので、業界団体などと連携し、今後、その仕組みを検討していきます。」
31	第9章第1節第3 (訓練の実施方法)	地震や災害は、割と夜間であつたり、まだ夜も明けていない明け方に起きたりもしている。そのため、「(3)防災訓練の実施(昼間と、危険を伴わない範囲で夜間にも行われることが望ましい)」と修正してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえて、骨子案を修正します。 「津波避難訓練については、第3章第3に「開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に」と規定していますが、沿岸地域以外においても、同様の規定を設ける必要がありますので、第9章第3(自主防災組織の活動の推進)2の(3)を「開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施」と修正します。」

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
32	第9章第1節第4 (南海地震対策 推進週間)	・南海地震対策推進週間を国の防災週間に合わせているが、国の忙しいところをはずしたほうが支援がもらえるのではないかと。 ・この時期(8/30から9/5)には、県内の一斉訓練もあるし、自主防災組織も各地域でどうするか一番関心も高まる時期。そういう時期に推進週間を設けなくても、それから半年くらいたった時期など、油断する時期にしてはどうか。 ・この時期は、水害等、他の災害が頻発する時期なので、1946年南海地震が発生した12月の冬季がよいのではないかと。	次の考えから骨子案の修正を考えていません。 「南海地震対策推進週間(8月30日～9月5日)以外にも、現在、県では、防災関係機関と連携した訓練や災害対策本部の訓練など様々な訓練を行っていますし、自主防災組織の訓練も、時期や時間など様々な想定で、行う必要があります。推進週間を定めることは、県民や事業者、自主防災組織などにおける南海地震への備えや訓練が、全県的な運動として広がり、習慣となるよう、動機付けを行うことが目的ですので、みんなが参加しやすい時期の設定が必要です。 ①それぞれの取組の企画立案の時間が必要であるため、自主防災組織の役員や事業所の防災担当の交代時期やその直後の時期は避けること(4・5・6月)。②事業者にとって忙しい暮れの時期(12月)を避けること。③地域の祭りや運動会、文化行事の多い時期を避けること。等様々な想定をし、国の防災週間の防災に対する関心の高まった時期に、南海地震対策の観点で取組や備えを見直していただくことが良いのではないかと考え、この時期としています。また、この時期は、平成17年から自主防災組織が主体となった訓練を行っており、全体に広げる必要もあります。」
33	第9章第2節第5 (災害時要援護者の支援)	災害時要援護者を優先して避難所に収容する対策を考えおき、事前に、周知しておかないと、過去の震災で多くの事例が報道されたように、大混乱が発生することが予想される。	ご意見の趣旨を踏まえて、骨子案を修正します。 「災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、事前の対策を行うことが重要ですので、第9章第2節第5の1を、「県は、……ネットワーク(以下「支援ネットワーク」といいます。)づくりの促進や災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めます。」と修正します。」
34	第9章第2節第7 (施設の安全な立地)	第9章第2節の災害時要援護者の入所施設の立地について、地理とか地形の災害を考慮した安全基準を設けるべきではないかと。	他に開発を規制する法令がありますので、条例に規定しません。 「現状では、地震・津波災害を想定した立地上の安全基準などはありません。もし、基準や規制を設けるとしても、本条例ではなく、建築基準法施行条例に基づく災害危険区域に係る告示などの立地規制に関する各法律により、住民合意のプロセスを経ながら規定していく必要があります。 津波浸水区域外に避難させることは難しいので、施設の2階3階へ避難させるとかマニュアルづくりや訓練など、今できる対策もあるのではないかとということで、社会福祉施設や医療機関や学校などについて、第9章第2節第7に災害時要援護者が利用する施設の安全確保を規定しています。」
35	第9章第3節第8 (防災教育)	地震が30年後に発生するとすれば、高校生、中学生、小学生に対する教育をこれからどういふふうに進めていくのが課題。全員に防災に関する授業を義務付けるぐらいしななければいけないのでは。たとえば負傷者を運べるか、AEDを使えるかなど実践的な防災教育が必要。	ご意見の趣旨は骨子案に規定しています。 「第9章第3節第8で、学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた防災教育や、実践的な防災教育の実施に努めることを規定していますので、今後、具体的取組として、すべての学校等に防災教育が広がり、さらに内容が充実されるよう進めていきます。」
36	第9章第3節第9 (緊急地震速報の活用)	緊急地震速報は、この10月から広く国民に提供することになったが、条例に、規定し、対策を行う必要があるのではないかと。	条例の項目ではなく対策の一つとして検討していきます。 「緊急地震速報については、今年10月以降順次、NHKでのテレビ・ラジオでの放送や民間でのサービス提供などが予定されています。緊急地震速報は、被害の軽減に繋がる有効な手段の一つと考えますが、現時点では、県や市町村が直接、情報の提供に携わる必要があるのかの方向性が定まっていなかったことから、条例で規定するのではなく、今後、運用状況なども踏まえながら、県や市町村の役割の整理や、導入・運用に係る経費などを検討する中で導入を判断していきます。」
37	その他 (津波災害に強いまちづくり)	(津波の被害が予測されている地域やその周辺部と周辺部の安全な敷地を含めて、土地区画整理事業的な手法を用いれば、地権者は換地により安全性の高い敷地に少ない費用で住み替えることが可能となる。移転後の敷地は住宅の建築を制限し、建築物の敷地として適さない土地は、公園や広場、農地等にするなど、一定の建築行為を制限する区域として指定する。県の役割は、そうしたまちづくりを計画し実施する市町村を支援し、国への働きかけすることである) 第1章第6の県の責務の「組織と機能のすべてをあげ…南海地震対策を計画的に推進します」を具体化するための方法の一つとして、地震防災マップの位置づけ及び南海地震に備えた都市計画等のまちづくりに関する計画策定を盛り込み、第3章を津波から逃げるだけでなく、津波の被害に遭わないまちづくりに関する事項を盛り込んでほしい。	次の考えから対応は困難です。 「南海地震に備えたまちづくりや、津波を考慮したまちづくりについては、都市防災の観点から重要な課題であると認識しています。災害の心配のない土地に新たなまちを創り移り住むことは、考え方としてはあると思いますが、現在のまちには、商工業などの業務施設や公共交通といった都市機能の集積と、道路や上下水道、学校といった基盤施設や公共施設などが莫大な投資によりストックされています。 まちを創り移り住むことは、新たに民間や公共による莫大な投資を強いることとなり、実現することは、極めて困難であると考えられます。このため、県としては南海地震対策として「揺れや津波から身を守る」ことを重視しており、これを補完するため、被害を軽減する施策については出来る限り実施していくこととしています。」

2 事業提案・要望等に関する意見

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
38	第9章第1節 (県民、事業者の取組促進のための支援)	県民や企業が地震対策により取り組みやすいような環境づくりを率先して行っていただきたい。特に資金面での手当てが重要と考える。	第1章第6には、県は、県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行うと規定しています。具体的支援の一つとして資金面では、既に、耐震化に係る補助金、自主防災組織活動の促進のための補助金等を行っています。県民や事業者の方のご意見も踏まえながら、県の対策の優先順位や、費用対効果、自助・公助・共助の役割なども検討するなかで、必要な支援を行っていきます。
39	第2章第1 (木造住宅の耐震化)	・木造住宅の耐震診断について、行政が各戸を回ってもっと指導すべきでないかと。 ・木造住宅の耐震改修は、補助制度があっても、多くの費用がかかり進んでいないため、南海地震ファンドなどの方法も検討してはどうか。	木造住宅の耐震化を効果的に進めるための提案ですので、条例に規定する事項でなく、具体的対策の一つとして、今後、検討していきます。
40	第2章第1 (建築物の耐震化)	地盤が悪い、又は液状化する土地に建っている建物は、耐震補強しても効果がないのではないかと。	地盤などの条件の悪い場所に建っている建物は、そうでない地域の建物と比べて被害が大きくなると考えられますが、耐震化や液状化の対策を行うことにより、建物の被害を減らす効果があると考えています。
41	第2章第1 (耐震化のための支援)	・耐震化については、木造住宅だけでなく、他の建築物についても補助金や低利融資などを検討してほしい。 ・海岸線や低平地の建物に対して、耐震性に優れる鉄筋コンクリート造等の建物に補助して、災害に強い県土づくりを行うべきではないかと。	木造以外の建築物への耐震化の支援については、条例事項でなく、対策の一つとして、県の役割や費用対効果などを踏まえて、今後、検討していきたい。

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
42	第2章第5 (道路整備の優先順位づけ)	県の道路、橋などの現在工事中のもので、液状化地区や不等沈下が予想される橋や栈橋道路の建設を中止して、しっかりした箇所重点投資してはどうか。	道路整備は、防災の側面だけでなく、生活、産業、観光など広い視点から道路ネットワークを形成する必要がありますので、ご意見として承ります。
43	第3章第4 (津波避難に関する情報)	各地域(町内)の番地表示と同様、例えば「海拔〇〇メートル」の標高表示をすることを進めてはどうか。	標高表示については、すでに、いくつかの地域で、津波の浸水予想区域を示す標識等とともに、設置されています。こうした標識等は、津波の危険性を知らせるために、各地域に整備していくことが必要ですので、第3章第4に「津波に関する情報を入手しやすい環境の整備」を規定しています。具体的取組は、各地域で、津波避難計画を作成するなかで、必要とする標識等を必要な場所に、整備していくこととなります。
44	第3章第5 (緊急避難場所の確保)	・津波避難できる堤防やマンションか判別するため、堤防や構造物の耐久度を公開してはどうか。	堤防は、津波を直接、受けるため、津波の緊急避難場所には適しません。また、マンションなどのビルの耐震性の公表は、所有者が同意が困難と思われるが、波避難ビルの指定にあたっては、市町村において、構造物の耐震性を把握し、要件に該当するかどうかを確認しています。
45	第3章第6 (津波の被害軽減のための公共土木施設の整備)	津波が新庄地区との間のトンネルを抜けて、思わぬ方向から浸水してこないか心配。緊急時にトンネルを遮断する施設を作ってもらいたい。県ができなければ、国に言って早急に対応してもらいたい。	南海地震による被害を軽減するために、公共事業が果たす役割は大きいと考えていますが、具体的な事業については、地域の実情などを踏まえて、費用対効果や工法などを検討する中で、実施の可否を判断する必要があります。このため、ご提案の事業につきましても、条例で規定するのではなく、こうした検討を行うなかで、個別に判断していきます。
46	第5章第1 第9章第9 (液状化に関する情報提供等)	・どんなに耐震化した家を作っても液状化がおこれば意味がない。県はいろんな情報を持っているので、公表してほしい。 ・高知市の下知地区など軟弱地盤について地質調査を国に行ってもらい、県民に提供してほしい。 ・液状化が起こる地域に対して家屋の倒壊のおそれについて啓発すべき。	国、四国4県、大学等で組織する四国地盤情報活用協議会では、現在、それぞれが保有している地盤情報のデータベース化を進めており、その内容については各組織で可能な限り公開しています。また、本年度からは、高知平野における液状化の研究も始める予定であり、その成果についても公開したいと考えています。一方、国土交通省では、平成21年度頃には地質情報の公開に着手する予定と伺っています。第9章第3節第9では、県の広報や情報の提供について規定していますので、今後も、国や市町村等と連携し、県民の方が必要な情報を、対策の必要性なども含めて、分かりやすく提供していきたいと考えています。
47	第5章第1 (液状化に関する情報)	・液状化地区における被災度を知らせて。油類の流出や停泊船、木材流出、弘化台の荷物など津波と浸水時の危険物を公表してほしい。	国、四国4県、大学等で組織する四国地盤情報活用協議会では、本年度から、高知平野における液状化の研究を始める予定であり、その成果については公開したいと考えています。ただ、津波や浸水時における危険物等を個々に特定することは、予算や技術的な面から、現時点では難しいと考えています。
48	第6章第1 (帰宅困難者の対策)	県外からの観光客などは、地震で、公共交通機関が停止すると帰宅できなくなるので、対策が必要ではないか。	観光客などの帰宅困難者の対策は、今後実施すべき必要な対応の一つと考えますが、課題や実施すべき対策、自助・共助・公助の役割などについて整理が必要ですので、今後、こうしたことを整理する中で、具体的な対策を進めていきます。
49	第6章第1 (医療救護)	負傷者が、救護所へ行くか、病院に行くかの選択は県民の判断にまかせてよいのか。	高知県災害医療救護計画では、医療救護施設を「医療救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟、災害支援病院、広域災害支援病院」の6種類とし、それぞれ役割分担をしています。災害発生時には、県民の皆様には、この6種類のうちよりの医療救護所にできるだけ行っていただくこととなります。現状として、この6種類の医療救護施設の役割分担や所在が、県民の皆様にあまり伝わっていないという現状がありますので、今後啓発を進めていきます。
50	第6章第1 (遺体処理)	地震で発生した遺体の処理の検討が必要ではないか。	次の南海地震では、9600人の死者数が想定されますので、県内だけで、遺体を火葬することは、困難と思われます。このため、近隣県等で火葬できるよう広域的な支援体制が構築することが必要と考えますので、今後、国等と対策を検討していきます。
51	第6章第1 (井戸等の活用)	井戸(自家用、事業者用)、清水(湧き水、泉)の届出(届出制)、公的登録、標示をしてはどうか。また、井戸・清水の周辺の整備を義務付し、水質の確保(水質検査(公費)、ポンプの点検(修理は公費)、汲み上げ設備のない井戸の復活、ポンプ(手押)の導入(公費による)を行ってはどうか。	災害時には、水道施設が被害を受け多くの世帯で断水が起こることから、井戸等の役割が見直されています。大阪府をはじめとして「災害時協力井戸」として事前に登録し、災害時に住民に開放していただく、という制度を採っている地方自治体も既にあります。第6章第1の「飲料水の供給等の対策」の一つとして、今後、市町村と検討していきます。
52	第6章第1 (孤立対策)	・南海地震の発生時には、斜面崩壊が県内各地で発生し、道路の本数が少ない地域は、孤立が懸念される。また、高知県自体が孤立することも考えられる。応援は来るのか。 ・地震が起こったら、間違いなく孤立するため、迂回路を整備してほしい。	地震の揺れにより崩壊する斜面を特定することは難しく、現在の斜面の崩壊対策は、風水害対策として実施しています。孤立を防ぐ観点から、斜面崩壊対策や道路の新設などを行うことは、該当する箇所が多く、膨大な経費が必要となりますので、困難と考えます。 このため、孤立の恐れのある集落では、食料や水を長期間、備蓄する必要がありますし、県や市町村では、孤立した場合でも、早期に、人命の救出や道路の復旧が行えるよう、応急活動や復旧活動の体制を確立する必要がありますので、条例に規定し、具体的な対策を、自主防災組織や自衛隊、国の機関などと連携して進めることとしています。
53	第6章第2 (救援ボートの整備)	長期に浸水する地域では、各自自主防災組織に救援ボートを配備させてはどうか。	救援ボートの配備については、資機材整備の一つですので、今後、長期浸水対策を検討する中で、救援ボートが効果的かどうか検討していきます。
54	第6章第3 (緊急交通車両)	地震発生後において、食料を運ぶ食品小売業のトラックを早期に通行させて欲しい。	高知県地域防災計画震災対策編において、給水・給食活動を行う緊急輸送活動は交通規制時にも通行可能としています。、それ以外の、事業活動としての食料品等の輸送に関しては、輸送路の混雑状況や道路の復旧状況を見て公安委員会や県等が判断することとなります。
55	第7章第1 (復旧・復興の優先順位)	・大手建設会社の多い中央地区から道路などの施設が復旧・復興がされ、中山間地域は後回しにされるのではないか。 ・企業の再建にはライフラインの復旧が必要だが、どういう順序で復旧・復興がされるのか。	道路の復旧は、まずは、県外からの被災地までの輸送路を確保する必要がありますので、県外や市町村の役場とつながる幹線道路を優先することとなります。その後、どういう順序で復旧・復興を行うかということについては、実際の災害の状況によっても大きく左右されると思いますので、現時点ではルールづくりができていません。また、水道や電気、ガスなどのライフラインの復旧は、一般的に、病院や避難所、災害対応を行う官公庁などの施設が優先されますが、設備などの被害の程度や、道路の通行の可否などを踏まえて、ライフライン事業者が専門的に判断することとなります。復旧の時期等は、ライフライン事業者と連携して、県民や事業者の方に、お知らせしていきます。
56	第7章第1 (事業者との連携)	ライフラインや生活必需品を取り扱う事業者とヒアリングして、県や市町村から期待することや協力してほしいことや、地震発生時に企業に自主的に活動してほしい役割等をすりあわせてはどうか。	地震発生時に、事業者が保有する物資や場所、人材、ノウハウなどの資源を活用させていただくことは、県や市町村が応急対策や復旧対策を進めるうえで、不可欠ですので、食料や水などの提供に関して協定を締結しています。今後も、様々な対策を行うなかで、業界団体の意向などもお聞きしながら、事業者の方や事業者団体に必要な協力をお願いしていきたいと考えています。

NO	関係項目	ご意見の内容	対応案
57	第9章第1節第2及び第3(自主防災組織と事業者の連携)	第9章第1節第2及び第3に、自主防災組織と事業者の連携した地震防災活動を行うよう規定されているが、成り行きにまかせるのではなく、自主防災組織と企業との結びつけや仲介役を行政(県や市町村)にお願いしたい。	すべての地域で、行政が、自主防災組織と事業者を結びつけに関わることは困難ですので、事業者が、地域の一員として、積極的に地域の防災活動などに参加する中で、地域の自主防災組織等とどのような相互協力ができるかを考え、行動していただくことが基本となります。そのうえで、解決しがたい難しい問題があれば、行政としても、個別に、できる支援を行っていきます。
58	第9章第1節第3(県職員の地域の訓練参加)	地元で訓練をしても町内の県職員が出てこない。県民を教育するまえに職員を教育してほしい。誤解があるといけないが、災害のときは出てこなくていいので、訓練を知ってもらいたい。地域を知らずに対策を机上で考えると危険。	県職員は、「県民」に含まれているため、県民の一人として、地域の防災訓練への参加など、骨子案で、県民に求めている備えなど行う必要があります。県職員は、それぞれの職務に関係する南海地震の対策を進め、地震時には職務を遂行しなければいけませんので、そのために必要な知識の習得や備えが進むよう、研修や訓練の機会を拡充していきます。
59	第9章第1節第3(自主防災組織の育成・活性化)	条例に規定する事項ではないが、自主防災組織の育成、活性化の前に、市町村(防災担当者)の育成、活性化のためのステップが必要と考える。	防災対策を進めていく上で、職員の人材育成は、重要ですので、現在、研修や勉強会などを実施していますが、今後、さらに効果的な方法を検討していきます。
60	第9章第1節第3(自主防災組織の中心的役割を担う者の育成等)	高知県民の防災意識は、極端に低い。県民の関心層を増やす仕組みや、自主防災組織の中心的役割を担う者の意欲が低下しないような仕組みを整備してもらいたい。	第9章第1節第3の5に自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成について規定しており、現在も「自主防災組織リーダー研修」を開催しています。関心層を増やす仕組みとして、骨子案に、家庭や地域と協力した防災教育の実施や県民、事業者の備えなどを規定しています。そのためには県として地震防災に関する広報活動の実施、啓発、相談体制の整備に努めることを規定していますので、その具体的な対策を今後検討していきます。
61	第9章第3節第8(防災教育)	高知県を代表する科学者寺田寅彦の防災論は、県民に知ってもらい、自助・共助の備え、特に防災教育に役立ててほしい。	第9章第3節第8では、地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めることを規定しますので、今後、実践的な取組の一つとして検討します。
62	第9章第2節又は第3節第9(高齢者への情報伝達)	インターネットなどに触れる機会の少ないお年寄りにうまく情報を広めていく努力をしてほしい。	県では、インターネットのほか、南海地震情報コーナー、広報紙、マスコミ等を通じて情報を広めています。第9章第3節第9では、「県の広報や情報」を規定していますので、今後も、新聞、テレビ、広報誌、町内回覧などの様々な媒体を活用し、創意工夫しながら、必要な情報を提供していきます。
63	第9章第9(災害情報の伝達)	・山間部では、電波が届かないところがあり、地震で想定される山津波などが発生した場合の避難の情報が提供できる環境整備が大事だと思うので、検討していただきたい。 ・南海地震時は、避難指示が当然出たと思って、行動すべき。	災害対策基本法第51条では、地方公共団体等は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないことが定められており、県や市町村では、必要な通信設備などを整備していますし、今後も、地震などの災害に備えて、必要な整備を行っていきます。市町村が行う避難勧告や避難指示などは、防災行政無線や、有線放送、広報車、テレビ・ラジオ放送など様々な手段を用いて住民の方に、伝達しており、第6章第1の3でも、応急活動に必要な情報の収集と収集した情報の県民への提供について規定していますが、南海地震発生時には、通信設備の破損や停電などにより、情報を迅速に伝達できないことなどが考えられますので、第3章第1や第5章第1に、自主的に避難していただくよう、規定しています。
64	第9章第3節第9(危険情報)	建築物の耐震化、BCPの作成などの対策を立てるに当たり、南海地震による土砂災害の想定(液状化区域、急傾斜地等の危険地域、道路寸断等の被害)に関する情報を公開してほしい。	「第9章第3節第9では、県の広報や情報の提供について規定しています。南海地震発生時の個別の道路の被害や復旧見込みなどは、想定が困難ですが、今後も、事業者の方が必要な情報を、分かりやすく提供していきます。
65	第9章第3節第9(自主防災組織に関する情報)	どの地域に自主防災組織ができ、どこができていないか、すぐ分かるようにしてもらいたい。	情報の提供については、第9章第3節第9の1に規定しています。自主防災組織の情報など、市町村が保有する情報も多くありますので、今後、提供すべき情報の内容や提供の方法などについて、市町村と協議しながら、様々な情報を分かりやすい形で提供していきます。
66	第9章第3節第10(情報の提供)	市町村における防災対策の取組の情報を県のホームページで集約してはどうか。県民にとっては、対策の実施状況が分かり、各市町村の取組の比較ができるし、県や市町村にとっても有効と考える。	市町村の情報をホームページで提供する前提として、市町村の同意と市町村での情報の整理が必要ですので、今後、市町村と検討していきます。
67	第9章第3節第9(情報の提供)	・「南海地震に備えちよき」「南海地震から命を守る」「第二次高知県地震対策基礎調査」を家庭版ということで一冊にまとめてほしい。 ・津波浸水予測図を、地域別のもう少し詳しく大きく、色が分かりやすいようにしてほしい。	県民の方に提供する資料は、今後、県民の方に分かりやすいように工夫に努めます。
68	第9章第3節第10(アドバイザー)	事業者ごとに対策を立てるための講習をして欲しい。アドバイザーの助言を求めます。	第9章第3節第9には「県の広報や情報の提供」を、第10には「人材の育成や活用」を規定しています。今後、事業者や業界団体などのニーズを踏まえて、講習の機会の提供や適切な助言ができ人材の育成など、必要な対策を進めていきます。
69	第9章第3節第10(防災士)	ひとづくりの面で、静岡は、防災士を育成している。高知県には防災士は数人しかいないので、防災士を育成する必要がある。	第9章第3節第10に人材の育成や活用を規定していますので、人材育成の具体的な対策として検討していきます。
70	第10章第1(行動計画)	行動計画についてだが、計画に数値目標などが入るかとか、どのような計画か非常に重要。どのようになるかイメージが知りたい。	行動計画は、平成21年度からの計画を予定しており、今年度後半から来年度にかけて作成の作業を行います。その際には、県民の方の意見を反映したり、有識者の意見を聴く機会も必要と考えていますので、骨子案にその旨を規定しています。作成スケジュールやプロセスについては、県のホームページなどで公表していきます。
71	その他	地震予知にもう少し本腰を入れて取り組んでもらいたい。	地震予知については、広い範囲で観測し、高度で専門的に調査・分析する必要があることから、都道府県レベルではなく、国や研究機関などにおいて行う必要があります。現在、東海地震が想定されるエリアだけでなく、東南海や南海地震などが想定されるエリアでも、地震予知に向けて、研究機関などで調査・観測が行われており、本県でも、地下水や地盤等の調査・観測が行われています。